

# 鳥取縣公報

告示

昭和二十三年十月二十日 水曜日

本報 大字ナハ國定編號A5四

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
昭和二十四年度進學適性検査実施要項

◆鳥取縣告示第五百三十五号  
地方自治法施行令第九十一條第二項の規定により鳥取縣  
條例制定請求代表者たる証明書を次のように交付した

昭和二十三年十月二十日

島取縣知事 西 尾 愛 治  
証明書交付年月日 住 所 氏 名  
昭和二十三年 十月二十日 東伯郡上北條村  
大字中江四番屋敷 門田 定 藏  
明治拾九年七月老日生

一、昭和二十四年度新制大学及び旧制専門学校の入学資格  
願者は本年と同様同一問題によつて全國一齊に行われ  
る進學適性検査を受けなければならない。

尙右學校の入学資格が新制高等学校卒業程度となるか  
ら本年度受検したものも受検せねばならない。

二、検査期日  
昭和二十四年一月三十一日

三、受検願書受付

受付開始 昭和二十三年十月二十日  
締切 同 十一月十五日

◆鳥取縣告示第五百三十九号  
昭和二十四年度進學適性検査実施要項を次のように定め  
る。

昭和二十三年十月二十日

鳥取師範學校  
鳥取青年師範學校  
米子第一高等學校

入学志願校の所在如何に拘らず現住地の都道府縣監理委員会に受檢願を提出して検査を受ける。

昭和二十三年十月二十日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

昭和二十三年十月五日執行の鳥取縣教育委員會委員選舉において當選した左記の者に次のように當選証書を付与した

### 五、出願手續

受檢者は所定様式の受檢票に最近撮影の寫眞一葉を貼附し所要事項を記載して手數料(未定)を添え出身學校長に提出する。

任期四年の委員  
住 所 氏 名 冊付与月日  
鳥取市東町二六八 三木頤治 十月十一日

西伯郡中浜村大字 新屋四二番地 安田貞榮同十九日  
下淺津一四九番地 尾崎茂同十五日

六、本縣監理委員會の事務局は鳥取師範學校内にある。  
但し志願學校は來年度新制大學切替の關係上決定し兼ねるので出願の際は記入せず決定次第出身學校に届出る。

七、注意  
詳細は監理委員會、國立學校又は最寄の新制高等学校に問合せること。

### 選舉管理委員會告示

◆鳥取縣選舉管理委員會告示第二十八号

任期二年の委員  
日野郡日野村大字舟場三三七番地ノ一三好泰三十月十九日

廣木高郡鹿野町大字南條重太郎同十五日
廣木七二番地
八頭郡河原町大字荻原治一郎同十三日
袋河原二六二番地

### 正誤

昭和二十三年十月八日鳥取縣選舉管理委員會告示の告示番号「第二十三号」は、「第二十四号」、「第二十四号」は「第二十五号」、「第二十五号」は「第二十六号」の誤りにつき夫々訂正する。

昭和二十三年十月八日鳥取縣選舉管理委員會告示第二十  
五号中鳥取縣において選舉権を有するものの総数の五十分の一の数「六、四七六人」は「六、六七六人」が正当につき訂正する。